

No. 23

昭和47年12月初版

昭和51年9月改訂版

# 各国事情のしおり

—— マレーシア編 ——

1976. 9

国際協力事業団



## は し が き

本小冊子は、技術協力のために海外に派遣される専門家のオリエンテーション用資料として事業団海外事務所からの調査報告をもとに作成したものである。

本小冊子は、専門家の日常生活に密着した任国事情、特に衣、食、住、気候、教育、公共施設、対日感情、治安等を重点に作成した。

本小冊子の各項目については、今後も適時修正をおこなってゆくが、本小冊子が同国に赴任する専門家の何らかの参考になれば幸である。

JICA LIBRARY

昭和51年9月



1058754[1]

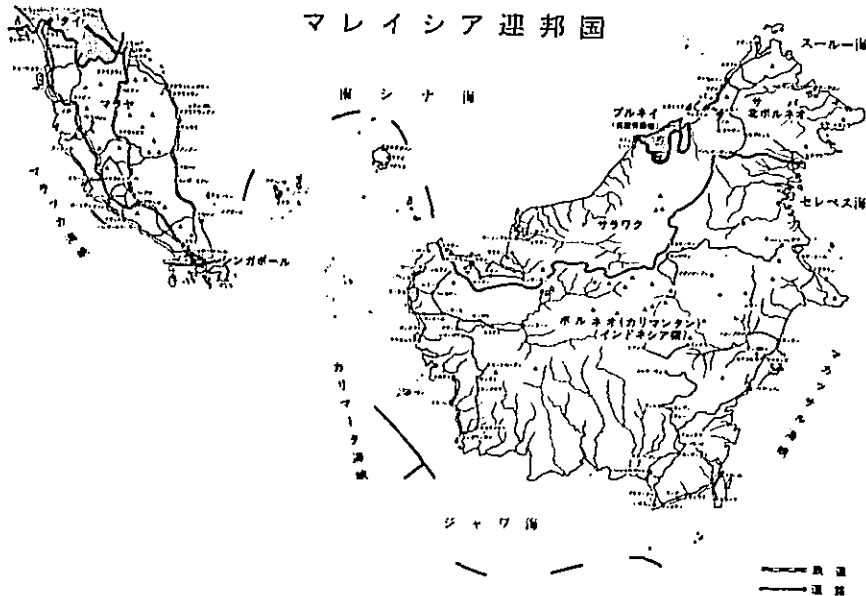
国際協力事業団

総務部長 木村敬三

国際協力事業団	
受入 月日 87. 2. 9 A	113
登録 No. 08269	20 GA

## 目 次

I 国際協力事業団海外事務所について	1
1. 海外事務所の役割	1
2. 専門家に対する要望事項	3
II 任国事情	4
1. 住宅（住宅事情、家賃、ホテル、什器・備品）	4
2. 食品（食料事情、価格、外食）	7
3. 衣料、日用品（衣料事情、日用品）	10
4. 使用人	11
5. 医療（医療事情、医薬品、疾病の種類）	12
6. 子弟の教育機関（教育制度、教育機関、通学方法）	14
7. 娯楽設備（保養地等、日本人クラブ等）	15
8. 電 力	15
9. 交通（交通事情、タクシー、ハイヤー、レンタカー、 自動車購入、運転免許）	16
10. 為替（相場、対日送金、滞在費等の受取方法）	20
11. 出入国管理（税関検査、外人登録、ビザの更新手続）	21
12. 便宜供与（種類、カウンターパート等、免許特権）	22
13. 通信、運輸（郵便事情、運輸）	22
14. 言語（公用語他）	25
15. 気 候	25
16. 治安（一般情勢、夜間外出、緊急時における連絡方法）	26
17. その他（対日感情、新聞、雑誌等、風俗・習慣、理髪、 美容、買物）	27
III 大使館等連絡先	30
IV 付録 便宜供与	31



- 面積 33万427km<sup>2</sup>。うちマレー半島は13万1,287km<sup>2</sup>、サラワク12万3,025km<sup>2</sup>、サバ7万6,115km<sup>2</sup>。
- 人口 1,193万人（'75年統計）
- 首都 クアラルンプール（人口80万人）。
- 通貨単位 マレーシア・ドル=120円（1976.7月）
- 宗教 回教だが信仰の自由は認められている。  
マレー人は回教、中国人は仏教、インド人はヒンズー教。
- 教育 言語問題が教育上の最大の難関となっており、教育手段に英語、中国語、マレー語、タミール語（インド系）が使用されているが、マレー語に統一されつつある。
- 公用語 マレー語。
- 住民 マレー人（53%）、中国人（36%）、インド人（10%）、その他（1%）
- 天然ゴム、錫、オイルパームの生産および輸出では、世界第一位であるが、合成ゴムの進出による輸出の伸び悩み、鋳資源の限界等から、これ等に変る輸出産業の育成が急がれている。
- しかし、現在国際収支は比較的安定しており、また、物価も東南アジア安定している。なお、国民所得は、香港、シンガポールに次いで高く1975年はUS\$660であった。

## I 国際協力事業団海外事務所について

### 1. 海外事務所の役割

#### (1) 赴任当初

##### イ) 専門家

- A) 空港出迎え
- B) ホテルの予約
- C) 大使館および関係者への紹介
- D) 勤務先への案内
- E) 住宅を借りる場合の助言
- F) 個人輸送荷物の無税通関手続
- G) 当国の社会情勢等生活に必要なオリエンテーション

##### ロ) 家族

家族の出迎えは、原則として専門家自身が行うが、特殊な事情があれば行っている。

##### ハ) 調査団

- A) 「マ」側と日程(案)の打合せ
- B) 空港出迎え
- C) ホテルの予約
- D) 大使館およびマ側関係者への紹介
- E) マ側との最終日程の作成の際の立会いおよび助言
- F) 会議等開催の準備
- G) 必要により、現地調査に同行
- H) 必要により、マ側に提出する報告書作成に協力

(2) 赴任中

- A) 本部へ送付する業務報告書、事務連絡についてクアラ・ Lumpur 在任者は本信および写各1部を、地方在住者は本信を本部へ写1部を事務所に提出。
- B) 専門家およびその家族の公費および私費一時帰国申請は事務所を通じて行う。
- C) 現地業務費の増額申請は、事務所を通じて行う。
- D) 住宅調書、共済給付申請書の確認。
- E) 専門家の勤務先へは必要に応じ適宜訪問し、責任者と面会し相手側の意向、専門家の希望、問題点等を聴取し調整に、当たっている。
- F) 緊急時の連絡のため、赴任中専門家の住所録（氏名、住所、電話、勤務先）を作成しているため住所変更の際も必ず報告してもらう。
- G) 近隣諸国（シンガポール、タイ、インドネシア、ブルネイ）へ旅行する場合は、旅券に渡航先の追加が必要であるので、申請書を公館より入手し必要事項を記載の上、事務所に提出してもらい公館への手続は事務所が行う。
- H) 携行機材、機材供与等の本部への申請の際の助言、
- I) 病気時における医師、病院等の紹介。
- J) 専門家のカウンターパートの日本での研修計画立案に対する助言。
- K) その他、公私を問わず当事務所に相談されることを望む。

## 2. 海外事務所からの専門家に対する要望事項

### (1) 一般的要望事項

- A) 事務所とは常に密接な連絡を保つこと。
- B) アジアの人々は一般的にプライドが高く、指導者意識をもって接すると人間関係で失敗し、業務の遂行が困難となる。対等の立場で、問題を一緒に考えてやるという気持が必要。
- C) 個人の家で招待された場合は、2度に一度はお返しの招待をすること。これをしないと、人間関係が切れてしまうことがある。
- D) サルタン制、政治、宗教、人種問題等について比判的な発言はしないこと。
- E) 専門家、夫人とも、何らかのスポーツ、また趣味を持つこと。

### (2) 語学上の要望事項

当国は長い間、英国の植民地であったことから、政府、関係機関の職員は総べて英語が堪能である。

赴任前には英語の会話、作文の勉強を専一にし、マレイ語の研修は農民等英語を解さない人々に直接指導する場合など特殊な場合を除き必要はない。

なお、赴任後、英語、マレイ語、中国語の個人指導も受けられる。

## II 任国事情

### 1. 住 宅

#### (イ) 住宅事情

##### ① エージェントの有無

多くのエージェントがあり、英字新聞「マレイ・メール」には連日借家広告が掲載されているので、参考にすると便利である。

##### ② 入手の難易度

クアラ・ルンブール旧市内は物件も少なくかなり困難であるが、近年開発の著しいダマンサラ、ベタリン・ジャ地区（K. しょり2～4マイル）であれば容易に入手出来る。電話付か否か、治安上また洪水の問題等考慮し複数の物件を自分の目で確める必要がある。

##### ③ 賃貸方法

通常の賃貸契約は、①契約金は、1～2カ月分の家賃（Deposit と称され解約時返納される）。②契約期間は1～2年であるが、「外国人特権」（Diplomatic Breake Clause）の項を挿入し、何時でも当国を去る場合は、1カ月前に通告をすれば解約出来るようにしておくことが重要。

なお、水道、電気、電話も、エージェントを通じて手続きしておくこと。

#### (ロ) 家賃



独立家屋よりアパートの方が若干安いがダマンサラベタリン  
ジャを含むクアラ・ルンプールの家具付の平均的家賃は、

① 単身者（1ベッドルーム・間借り） 400M\$

② 家族2人（2ベッドルーム） 800M\$

③ 家族3～4人（3～4ベッドルーム）900～1,300M\$

地方都市は、クアラ・ルンプールの3～4割安で、コタ・キ  
ナバル、クチンはクアラ・ルンプールと同程度。

家具付住宅には、ベッド、戸棚、洋服ダンス、応接セット、  
鏡台、食器棚、冷蔵庫、オープン付ガステーブル、食堂テー  
ブル、扇風機、クーラー（1軒につき1台で、それ以上は別  
途使用料を払う）等が完備されており、入居時必要とするも  
のは、洗たく機、ベッドシート、タオルケット、枕、食器、  
台所用品等で、現地購入出来る。

(ハ) ホテル

① 短期滞在

1日1人部屋代のみで、35～60M\$、1カ月以上の月  
ぎめの場合600～700M\$、当地には食費込みのホテル  
はなく、また、短期の下宿もない。

② 長期滞在

滞在が1年位の場合は、ホテルより食事付の間借りを利用  
した方が経済的である。

地方の場合は、政府職員の宿舎である「レスト・ハウス」  
が推せん出来る。

(ニ) 什器・備品

食器類については、お茶碗、おはし、湯飲茶碗等日本的なものを除き、当地で購入可能であり、鍋、やかん類等調理器具（さしみ包丁を除き）も購入可能であるが、概して、当地製品は安いのが質が劣り、輸入品は非常に高価である。

家庭用電気製品は、日本の合併会社が電気釜、トースター、冷蔵庫、テレビ、ステレオ、ジューサー、扇風機、ラジオ、洗たく機等、必要なものは総て生産し、販売しているが、下記の値段表の通り、高価なものもあるので、現に日本で使用中のものがあれば、船便で持参する方が得である。この際、トランス（当地で購入も可）、テーブル・タップの付いたイクステンション・コードを数本持ってくると便利である。

〔 1 M \$ ≒ 120 円 〕

洗濯機（脱水機付）	600～900 M \$
冷蔵庫	700～1,000 M \$
電気釜	100 M \$
ジューサー	180 M \$
トースター	70 M \$
扇風機（卓上型）	130 M \$
テレビ（白黒 12 インチ）	550 M \$
ステレオ（高級品）	1,000～1,500 M \$

なお、テレビについては日本で使用しているのは構造が違うので当地では使用出来ないが、日本でも東南アジア向けの製品を販売している。カラー放送は行われていないが、ジョホールバル在住者はシンガポールのカラー放送で受信可能。

## 2. 食 品

### (イ) 食料事情

#### ① 一般的食料事情

特に不足のものはない。

#### ② 日本食品の入手状況

「日本人クラブ」で、みそ、しょうゆ、酢、そば、うどん、マヨネーズ、味の素、日本酒、お茶等入手出来、また時々納豆、うなぎ（冷凍）、たらこ類等も入荷するが、値段は日本の2倍以上である。

但し、サバ、サラワク在住者はシンガポールより購入しており、その他は、K. L. に来た時、まとめて購入している。

#### ③ 水、燃料、調味料

水 …… 水道の水をそのまま飲める。水質は日本と同程度。

但し、幼児には煮沸した水を与えること。

燃料 …… プロパン・ガスが普及している。

調味料 …… 前記日本製品のほか、欧米製品も普及している。

#### ④ 日本食レストランの有無

クアラ・ルンブールには前記「日本人クラブ」（食事、食品の購入には、入会する必要がある）の他、「大黒」「竹葉亭」が、またベナンに1、2軒ある。

## (ロ) 価 格

(M 1 \$ ≒ 120 円)

品 名	数 量	金 額
米	約 6 kg	6.50 M \$
バ ン	1 斤	0.45
小 麦 粉	約 600 g	0.40
肉 類		
豚 肉	約 420 g	3~4 \$
牛 肉	"	8 \$
鶏 肉	中 1 羽	8 \$
ハ ム	約 420 g	5 \$
ウ イ ン ナ ー	"	2.80
魚 類		
ま な が つ を	1 匹	5 \$
き す	約 600 g	1.40
あ じ	"	1.30
た い	"	1.50
貝	"	0.50
も ん ご い か	1 バイ	1.50
や り い か	約 600 g	1.40
え び (大)	"	9.00
" (小)	"	3.20
い せ え び	1 匹	12.00
あ じ 干 物	1 枚	1.80 (日本より輸入品)
さ ん ま	1 尾	1.80 \$ "
し ら す	100 g	1.00 \$
調味料		
サ ラ ダ 油	1 カン	17.00 \$
味 噌	500 g	5.00 (輸入品)

品名	数量	金額
しょうゆ	18ℓ	5.00 (輸入品)
ソース	小	3.60 ( " )
ケチャップ	中	1.28
味の素	1kg	13.00
砂糖	1kg	1.00
卵	10コ	1.50
ミルク(小)	1パック	0.45
バター	半ポンド	1.10
なっとう		1.30 (輸入品)
野菜		
じゃがいも	約600g	0.70
人参	1本	0.30
さつまいも	約600g	0.30
椎茸	"	12.00
大根(小)	1本	0.30
白菜	1コ	1.50
キャベツ(小)	1コ	1.20
キュウリ	1本	0.20~0.30
ほうれん草	約600g	0.80
春菊	"	0.80
さやいんげん	"	0.70
れんこん		1.00
果物		
バナナ	約600g	0.65
パイナップル(大)	1コ	1.40
オレンジ	1コ	0.50
マンゴスチン	1コ	0.20
ぶどう	約600g	5.00

品名	数量	金額
マンゴウ	1コ	1.00
リンゴ(小)	1コ	0.50
パイヤ	1コ	1.00~1.50
スイカ	1コ	3.00

#### (ハ) 外食

日本料理店は、中華、マレイ、インド料理店に比べ2~3倍高い。

日本料理店(1人につき)	20~30M\$
中華料理店( " )	10M\$
マレイ " ( " )	5~10M\$
インド " ( " )	10M\$
西欧 " ( " )	20M\$

### 3. 衣料、日用品

#### (イ) 衣料事情

##### ① 一般的衣料事情

紳士・婦人物とも輸入品も含め布地は種類も多い。化繊物が多く純綿は、良いものがない。仕立代も日本よりかなり安いので綿布地を持参して当地で作らせるのが良い。

##### ② 必要とする衣類

紳士・婦人・子供とも、汗をかくので数多く、普段着の夏服が必要であり、特に肌着・パジャマは良いものがないので、日本より持参するのが望ましい。

子供は、一年を通じてメリヤス肌着類は着ず、綿のランニングシャツか、半袖シャツ（しま、色物、もよう）を直接着る。

なお、キャメロン・フレーザーズヒル等高原に行く場合は、長ズボン（綿で可）、長袖綿シャツ、カーディガンが必要、また映画館、レストランも冷房がきついで長袖の綿シャツ類も持参すると便利である。

③ 携行すべきもの

紺またはグレイ系統の背広1着、夫人の場合和服は特に必要としないが、パーティー用のロングドレス（1～2着・パティツ地のは現地調達可能）と同じくパーティー用バッグが必要。

(ロ) 日用品（特に高価なもの又は入手困難なもの）

特にないが紳士靴、婦人靴、子供靴、ハンドバックetc. 皮製品の良いものがないので、日本より持参すると便利である。夫人の場合、パーティー以外ほとんど普通サンダルで充分である。

4. 使用人

① 職業紹介所があるが、前任者の使用人を引継ぎ雇用するか、知人、在留邦人等を通じて雇用する方法が最も信用出来る。

② 月給

当国に最低賃金制度はない。

女中（アマと呼ばれている） 180～230M\$

運転手	210～240M\$
庭師	30～40M\$

正月にボーナス1ヶ月分を別途支給し、月給は後払いである。

③ 最低必要とする使用人

通常、女中1人の雇用で充分であるが、マレイ人、インド人の場合は宗教上の問題があるので、中国人女中が望しく、食事、洗たく、そうじを行い、同居（食事付）し、土曜日の午後休暇をとり日曜の夜帰ってくるのが多い。

当国の場合運転手は雇用せず自分で運転するのが一般的である。

庭師の月給は、広さその他条件によって異なるが、1人の庭師が数軒を担当している。

④ 雇用・解雇に際し、特に注意すべき事項

通常、雇用契約は結ばないが、面接し雇用条件（給与・試用期間・休暇）を口頭で申し伝える。

前雇用者より素行、健康状態を確認することも必要。

解雇は1カ月前通告することゝなっているが、事情によっては1カ月分の給料を支払い解雇することもある。中途解雇の際は、種々トラブルが起り易いので注意すること。

5. 医療

(1) 医療事情

① 医療施設

医療施設はクアラルンプールおよび主要都市においては、



一応整っており、国立病院が大部分を占めるが、私立病院も相当数ある。

国立病院は大別して国立総合病院、国立地区病院、特殊医療施設である。

私立病院も個人開業の医院から、高度の器具を備えた総合病院まである。

軽い病気の場合は、地方の国立病院でも問題ないが、重い病気、原因不明の病気の場合は、西マレーシアの在住者はクアラルンプールで、東マレーシアはシンガポールで、または本部で、治療を受けている。

② 日本人医師の有無

現在のところ日本医師はいないが、九州大学医学部で勉強し、日本語を解する中国人医師（内科医）がクアラルンプールに1名いる。

なお、日本人歯科医が2名開業している。

③ 出産の安全性

クアラルンプール、またその他の地方都市でも安全で日本人の出産例も多い。分娩費は約1,000M\$。

(ロ) 医薬品

欧米諸国のものが普及しているが抗生物質製品については販売に制限があるので、携行することをすゝめる。

なお赴任当初用として、家庭医薬品（体温計を含む）を持参すると良い。

(ハ) 疾病の種類

① デング熱は、クアラ・ルンブールの日本人在留者の中でも時々発生する。またマラリアは殆ど撲滅されており、ジャングル内にて行動する以外は予防薬等の服用は不要。

② 出発前の予防注射  
コレラ、種痘

(=) 健康管理上の注意

睡眠を充分とり、適度に運動すること。

## 6. 子弟の教育機関

(イ) 日本人子弟が利用している教育機関

クアラ・ルンブールには大使館付属の「日本人幼稚園」「日本人小学校」および「日本人中学校」が、ペナンには、「日本人小学校」が設置されており、これに通学している。その他の地域および該当する日本人学校のない場合は英語系学校に通学している。

(ロ) 授業料等（日本人学校の場合）

入学金 80M\$

授業料（月額） 70M\$

学校債 1,000M\$（2人目から1人につき200M\$追加）

但し、当地の英語系学校の場合は、日本人学校より若干安い。

(ハ) 通学方法

スクール・バスまた自家用車で送迎しているが、バスを利用している例が多い。料金は月額30M\$程度。

(ニ) その他

「日本人学校」に入学する場合は、学令に応じて持参しなければならない学用品、教科書等があるので赴任前に必ず「海外子女教育財団」（〒100 千代田区永田町 2-14-2 山王グランドビル209号 電話（580）2521）と、相談すること。

## 7. 娯楽設備

- (イ) 保養地、ゴルフ、ボーリング、映画等、保養地としては、ベナン、マラッカ、カメロンハイランド、フレーザーズヒル、ゲッティンハイランド、カンカウイ島、パンコール島、ティオマン島等数多くあり、週末家族連れでの保養も計画出来る。ゴルフ場は各州都にあり、クアラ・ルンブールの場合、市周辺に3カ所あるが、現在ほとんどクローズの状態にあり市内より車で約1時間半のセレンバンゴルフクラブのみが入会可能（入会金600M\$）である。地方都市の場合は、入会可能。

ボーリング場、アイスおよびローラースケート場、テニスコート、映画館も多くさんあり、競馬も盛んである。

- (ロ) 日本人クラブの有無・料金

クアラ・ルンブールには、「日本人クラブ」(Japan Club)があり、これに各種の同好会的なクラブがあり夫人も多くこれに参加している。入会金45M\$、月会費15M\$である。

## 8. 電 力

家庭用                    230～240ボルト            50サイクル

工場用 400～415 ボルト 50 サイクル  
家庭用ソケットは3穴で、差し込み部分が丸型と角型と2種類ある。

## 9. 交 通

### (1) 交通事情

#### ① 一般交通機関

一般交通機関は、自動車で各主要都市間の長距離バス、タクシーが、発達し料金も安く利用出来る。船空便もマレーシア航空がクアラ・ Lumpur と各主要都市間を結んで極めて便利である。鉄道としては、シンガポールからマレー半島を通り、バンコックに通ずる東南アジア唯一の国際列車が走っている。

なお、往復500マイル程度の旅行は自分で運転する人が、ほとんどであり、普段の通勤、買物等、長期派遣者は自家用車なくしては生活は出来ない。

#### ② 道路事情

道路は、国内主要都市間並びに地方、保養地にと良く発達しているが、大部分は2車線で、コンクリートまたはアスファルト舗装されている。元来、ゴム、錫等の運搬用として建設されたものが多く、急増しつつある交通量に見合ったものではないので、現在道路の拡張、新設に力を入れている。

なお、上記のように道が細く、カーブも多いので事故が非

常に多い。

③ 特に注意すべき法規

当地では左側通行、右ハンドルで、交通法規上日本とほぼ同じであるが、交差点では信号によるものが少なく、ラウンド・アバウト（Round about）によるものが多いのでこの出入りに注意を要する。

運転中留意することはローリーバス、タクシー、オートバイは粗暴、身勝手運転をし、一般ドライバーも日本ほど法規通りには走らないので、慎重に運転すること。

④ 交通事故の取扱い

人身事故を起したら、警察に逃げこむ事が、最良の方法である。人種問題等複雑な感情問題があるので事故は直ちに警察に報告すること。なお、外国人は、自分が正しくとも、加害者扱いにされることが多い。

⑤ 事故補償

自動車保険に加入することは車を所有する第一条件である。日本、当国、欧米の保険会社があり、総合保険（対人、対物）の保険料は、購入価格によって異なるが、年間350～500M\$位である。カークーラーの附保は保険契約時申請すること。

事故が起きた場合、小さい事故は示談で解決することが多いが、大事故は示談で済むケースは少なく、法廷に持ち込まれることが多い。この際、保険会社が交渉を代行してくれる。

- (ロ) タクシー、ハイヤー、レンタルカー、バスの利用・料金  
都市部においては、タクシーサービスが良く発達しておりメーター制で、最初の1マイルまでが50M cent、以下 $\frac{1}{2}$ マイルごとに20M centで料金は2人が基準で1人増すごとに10M cent加算される。また、電話で呼ぶことも可能。ハイヤーはホテル、旅行会社がサービスしており1時間15～20M\$位。  
レンタルカーはサービス専門会社があり、1日約40M\$、1カ月1,000M\$である。  
市内バスは、1区間5 cent、以後5 cent ずつ加算され、安い路線も複雑で利用は困難である。

(ハ) 自動車購入

① 購入方法、融資方法

購入については、A) 日本よりの新、中古の購送、B) 当地において新、中古の購入がある。滞在期間、輸送期間、免税手続、通関、登録手続等考慮すると、当地組立車は耐久性で若干劣るが、現地購入が便利である。日本製の場合は1～2週間で入手出来る。当地には、欧米、日本の各メーカーが進出しており、好みの車を購入出来るが、売却の際の中古価格の高い車種を選定することも必要である。

融資については当国政府よりも、受けることが出来るが手続に時日を要するので、赴任前本部で融資の斡旋を受けること。

② 購入価格（1976年6月現在）

	車種	排気量	CIF 価格	輸入税
例：	コロナマークII	2,000 cc	11,717 M\$	3,182 M\$
	コロナ	1,600 cc	10,272 M\$	2,745 M\$
	カローラ	1,200 cc	8,515 M\$	2,213 M\$

専門家の場合は上記価格に道路税（排気量1ccにつき約1.4 M cent）、登録税（30 M\$）、番号表（15 M\$）が加算される。またエア・コンは1,200～1,500 M\$である。

なお、排気量が同じ場合は他の日本製は、ほぼ同程度の価格であり、欧米車は10～20%高い。

③ 免税、輸入特権

専門家の場合は乗用車1台に限り、輸入税の免税処置がなされているが、免税特権を持つ人以外に売却する場合は課税されるので注意を要する。

④ 帰国時の売却方法、課税

知人、自動車販売店または新聞広告を通じて売却する方法があり、困難はない。免税により購入ないし輸入した車は、使用期間により低減されるが、売却の際課税され、本人または買う人が負担することになる。

なお、日本製小型車の中古価格が、その経済性から評判が良く高い。

(二) 運転免許

① 国際免許証の有効性

本邦発行の国際免許証は、発行日より1カ年は当国においても有効であるが、長期滞在の場合は当国の免許証（1年毎に更新）を取得することが必要であり、この際本部の免許証に在外公館発行の証明書を添付のうえ提出しなければならないので携行すること。

② 免許取得の方法、経費

各地に個人経営の自動車学校が多くあり時間と場所を指定すれば、練習用の車が指定員付で配車され直ちに空地または路上で練習することになる。（日本式の教習所はない）その後、各陸運局において、理論（交通標識に関するもの）及び運転技術（車庫入れ、路上運転）の試験があり、合格すればその日の内に免許を取得出来る。また、当国のものは本邦の免許証への切替も問題ない。免許取得に必要な最低練習時間は、22時間で、1時間の料金は10M\$であるが、30～40時間練習することが多い。

最近は事故が多くなったこともあり、試験は徐々にきびしくなっているが本邦に比べるとやさしいので夫人も当地で取得すると便利である。

なお、当地では車がないと行動に制限されるので、夫人用にもう1台の車を持っている在留邦人が多い。

(ホ) ガソリン代

1 ガロン	3.38 M\$
-------	----------

10. 為 替



④ 相 場、

① 公定 1 US \$ = 2.5 M \$ (変動相場制)

② 実勢 公定レートとほぼ同じ

⑤ 対日送金

外貨建勘定口座を設定するので制限はない。

⑥ 滞在費の受取方法

クアラ・ルンブールに東京銀行支店があり、専門家はこれを利用している。地方の場合は更らに居住地にも口座を開設し、クアラ・ルンブールより送金してもらう方法を、サバ・サラワクの場合は、現地の外国系銀行に口座を開設し、本邦より直接送金してもらう方法を取っている。

## 1.1. 出入国管理

### (1) 税関検査

① 一般事情

一般的に空港の税関は厳しいが、公用旅券所持者は概ね問題ない。

② 持込禁止品

国際的禁止品以外には特にない。

③ 入国の際の注意事項

税関職員によっては、金品を要求する者もいるが断固拒否すること。

④ 持出禁止品

美術こつとう品は、原則として禁止されているが、国立博

物館の許可があれば可能。

(ロ) 外人登録

滞在期間が1年以上に亘る12才以上の者は最寄りの登録局 (Registration Office) に出頭し、身分証明書 (Identity Card) の交付を受け、常時携行しなければならない。

(ハ) 査証 (Visa)

通常、到着時空港において1週間のビザが発給され、その後関係機関の証明書簡に基づき、移民局 (Immigration Office) が必要滞在期間 (但し、1年毎に更新) のビザを発給する。手続は所属機関に斡旋を依頼すること。

この際、同時に何回でも有効の再入国査証 (Multi Re-Entry Visa) の発給を受けておくと便利である。

なお、短期の専門家調査団等の場合は、空港移民局において、3週間迄のビザは、発給可能であるので、滞在期間を口頭申告し、調査団全員が同一係官より発給を受けることが望ましい。係官が違うと期間が異なることが度々ある。

1.2. 便宜供与

巻末の付録参照。

1.3. 通信・運輸

(イ) 郵便事情

① 安全性、配達

比較的安全である。主要都市においては配達されるが、小

都市では、P. O. Box を持つことが必要である。また、軽くて課税されない小包は配達されるが、通常、郵便局より通知を受け、出頭して受理することになる。

② 電報、電話

電報は速時自宅配達、発信する際は電話局に赴き所定用紙にローマ字または英語で記入し依頼する。料金は本邦への場合、1語 1.60 M\$。

電話は西マレーシア内およびシンガポールへは直接ダイヤル通話出来る。しかし、交換機が古くなり故障が多く、通じない事もしばしばある。また回線の不足から新規に電話を引くことは程んど不可能なので、他の条件を我慢しても電話付の家を探すことが望ましい。

本邦への国際電話は10分程度で通じ料金は1通話(3分) 2.6 M\$である。

③ 手紙、電報の日本・現地間の所要日数

手紙(航空便)

日本→クアラ・ルンブール 5～7日間位

クアラ・ルンブール→日本 7～10日間位

電 報

日本→クアラ・ルンブール 1日位

クアラ・ルンブール→日本 3時間位

(ロ) 運 輸

① 陸送・海送業者の有無、料金

陸送・海送業者とも主要都市には多数あり、料金は重量、

距離等により異なるので見積させなければ不明であるが、国際市場価格なみと云える。

② 家財送付上の手続、宛名、注意事項

家財送付にあたっては本邦輸出業者（JICAが紹介することも可能）に発送方手配し、本人着任後、船荷証券に基づき、所属先の証明、関税局の免税許可を取り付けた後、①の業者に引き取りを依頼することになる。

船荷証券の宛名（コンサイニー）は、

○西マレーシアの場合、

Mr. 自分の名前, Colombo Plan, Expert (または、プロジェクト名) to 所属先名, c/o Japan International Cooperation Agency, Room No409-411, 4 th Floor, Wisma Central, Jalan Ampang, Kuala Lumpur, Malaysia

○サバ州の場合は、

Mr. 自分の名前, Colombo Plan Expert (または、プロジェクト名) to 所属先名, c/o Consulate of Japan, Great Eastern Life Building, 2 nd Floor, Kata Kinabalu, Sabah, Malaysia

○サラワク州の場合は、

Mr. 自分の名前, Culombo Plan Expert (または、プロジェクト名) to 所属先名, 住所

- ③ 赴任早々必要とする衣料等は、携行またはアナカンで空送することをすゝめる。アナカンの場合は、免税手続が必要で、約1週間かゝる。

#### 14. 言 語

##### (イ) 公用語及び英語等外国語の普及度

公用語はマレイ語で、現地政府間の公文書は総てマレイ語で行われている。外国語としては、英語が最も普及しており、政府機関の職員は勿論のこと、主要都市での買物等は英語で不自由は感じない。また45才以上の男性は日本語を解する人が多く、マレイシア人を含めた会議の際、日本人同志の日本語による秘密の会話には注意を要する。

なお、当国は複合民族国家であるが、共通語は英語である。

##### (ロ) 現地語事前学習の必要性

英語を解さない農民等を直接指導することがある専門家を除き、初、中級程度の人には、英語だけを徹底的に研修することをすゝめる。

##### (ハ) 語学々習施設

英語、マレイ語、中国語の私学が多くあり、また個人の出張教授もあり、希望の時間に受講出来る。

#### 15. 気 候

マレイシアの気候は熱帯性（高温、多湿、多雨）で、1年を通じて大きな変化はみられず、平均気温は27℃、平均高温

は 31℃、平均低温は 22℃である。日中は暑い、朝夕はしのぎやすい。

10～12月は雨量が多くて、やや涼しく、2～6月は雨量が少なく、暑く感じる。

## 16. 治 安

### (イ) 一般情勢

第二次大戦後、共産主義者の断崖政策を取っておりこれがゲリラとなって、主としてタイ国境において、活動しているが、現在のところ、政権が危機にさらされる程、強力、大規模なものとはなっていないので心配することはないが、危険地域には近づかないことが賢明である。

夜間外出は自由であるが近年、ピストル強盗等凶悪犯罪が増加しつつあり深夜の外出は控えた方が無難であり、泥棒もどこの国にもいる様に多いので夜間昼間を問わず、戸閉りは厳重にしておく方が安全である。

また、治安対策上、ヤミ米等の取締りのため時々、路上で検問が行われているので、自分を証明するもの(パスポート、ICカード)を常時携行すること。

なお、1975年に5軒1組の隣組制度が出来、夜間巡回を実施に移しつつあるが、外国人である専門家等政府機関派遣者は、この義務から免責される予定である。

### (ロ) ホテルでの注意

ホテルから外出する場合、必要以外の現金、カメラ等の貴重

品はホテルのフロントに預けるか、人目につかぬようトランクにしまい鍵をかけるなど盗難防止に注意を払うこと。最近のホテルは経費節約のため各階にボーイを配置していないので、盗難事件が多くなりつゝある。

(㉔) 緊急時における大使館または事務所との連絡方法

現在は前記(イ)の通り、比較的治安も安定しているが1969年5月13日首都クアラ・ Lumpur を中心に人種暴動が発生した経緯もあり事務所より地区毎に電話等によるリレー連絡方式で指示を与えることになっている。

17. その他

(イ) 対日感情

他の東南アジア諸国と比べ概して対日感情は、良いと云えるが、人種によりまた日本占領等の扱われ方にもより、各々異なった感情を持っている。

(ロ) 新聞、雑誌等

当国には日本の新聞、日本書籍の販売店はないが、日本およびシンガポールの「海外新聞普及(株)」より取り寄せることが出来る。その他クアラ・ Lumpur のレコード店には、種類は少ないが、日本のレコードを若干販売している。

なお、日本の新聞は、1日遅れで配達される。

(㉕) 風俗、習慣

① 左手を使わないこと。

握手やものを授受する場合は、左手を使わず必ず右手で行

うこと。

左手は不浄のものとされている。

- ② 人差し指で人を差さないこと。

この動作は極めて失礼なこととされているので行わないこと。あえて人を指差すときは、右手を握り親指で行う。

- ③ マレイ人と話をする場合は、その人の婚姻事情を知らない限り、夫人のこと、子供のことについての質問を行わないこと。一夫多妻の風習があるため。

- ④ 先方が手を差出さない限り婦人に握手を求めないこと。

- ⑤ 子供の頭を撫でないこと。

頭に手を置くことは嫌われるので、子供に親愛の情を表す場合には肩を軽くたたくのがよい。

- ⑥ 回教寺院に入るときは靴を脱ぐこと。

すべての回教寺院の内部に入る場合には必ず靴を脱ぐこと。

- ⑦ 立小便は、如何なる場所でも控えること。

- ⑧ チップはホテル、空港のポーターには荷物1個につき50 cent 位、レストランでは若干のチップをやる習慣がある。タクシーは必要ない。

(二) 理髪店、美容院、クリーニング店

- 理髪店 5～8 M\$ (調髪、洗髪共)
- 美容院 30～35 M\$ (パーマ、セット)
- クリーニング店 6 M\$ (背広)、4 M\$ (ワンピース)

(ホ) 買物

- ① クアラ・ルンブールには外国人用ともいえるスーパーマー



ケットが数店あり、食料品を初め、日常の生活必需品は清潔な管理のもとに販売されている。価格は一般市場の3割増程度。

- ② 都市部には中国系マレーシア人の経営するショッピングセンターがあり、輸入品も含め販売しており、月極め契約により購入することも可能である。
- ③ 自動車による巡回の移動店も多くあり、週に2、3回定時に立寄ってくれる。(月極め支払いも可)  
野菜、魚類、卵等も新鮮なものを販売している。
- ④ 最も新鮮な食料品については、都市部にあるマーケット(例 クアラ・ルンプールのセントラルまたはブドゥーマーケット)を早朝利用する。

(へ) 勤務時間

- 政府機関 月～金 8:00～12:45 昼食 14:00～16:00  
土 8:00～12:45

但し、ジョホール、トレガヌ、ケダ、ペルリス、ケランタンの5州は、木曜日が半日、金曜日が休日である。

- 大使館 月～金 8:30～12:30 昼食 14:00～16:30
- 海外事務所 月～金 8:30～12:30 昼食 14:00～16:30
- 銀行 月～金 10:00～15:00  
土 10:00～11:30

### Ⅲ 大使館等連絡先

#### 大 使 館

住 所 Embassy of Japan  
AIA Building ( 6 th floor ) Jalan  
Ampang, Kuala Lumpur, Malaysia.  
電 話 22400, 21531~3

#### 海外事務所

住 所 JICA Kuala Lumpur Office  
Room No. 409-411, 4 th Floor,  
Wisma Central, Jalan Ampang,  
Kuala Lumpur, Malaysia  
電 話 290988

IV 付録

KERAJAAN SERI PADUKA BAGINDA  
MALAYSIA

GENERAL CIRCULAR No. 1 OF 1969

TERMS AND CONDITIONS FOR FOREIGN EXPERTS  
SERVING IN MALAYSIA

1. INTRODUCTION

The purpose of this Circular is to revise the existing terms and conditions provided to foreign experts in Malaysia. This revision is necessary in the light of the experience gained in the past years, the need to achieve some degree of uniformity in the facilities provided to experts throughout Malaysia and to effect general improvements in the administration of technical assistance programmes as a whole. This Circular will thus supersede General Circular No. 1 of 1962 as applicable to West Malaysia and all other arrangements hitherto agreed by the State Governments of Sabah and Sarawak.

2. The provisions of this Circular will come into effect as from 1st January, 1969, and will be applicable to experts recruited and assigned to Malaysia after this date. Experts currently serving in Malaysia including those whose extensions are under consideration will not be affected by this Circular and they will continue to be accorded the same terms and privileges by which they were originally recruited. Experts assigned to State Governments, Public Authorities and other Agencies such as Federal Industrial Development Authority, Federal Agricultural Marketing Authority, Malaysian Industrial Development Finance Limited, University of Malaya; will be governed by the provisions of this Circular.

The payment of allowances and other remuneration to experts so assigned will be the responsibility of the respective agencies.

## II. DEFINITION AND CATEGORIES OF TECHNICAL ASSISTANCE EXPERTS OR PROJECTS

3. In general, the term expert in this Circular refers to suitably qualified and experienced personnel provided under the Colombo Plan and other bilateral programmes, to carry out specific assignments requested by the Malaysian Government. The terms of this Circular will not be applicable to those experts for which separate agreements between the Malaysian Government and the other Countries/Agencies concerned have already been entered into, e.g. the United Nations Development Programme and its Specialized Agencies, the Ford Foundation, the International Executive Service Corps, etc.

4. Three broad categories of technical assistance experts/projects are distinguished and covered by this Circular. These are:

- (a) provision of a long term expert who is defined as an expert whose period of assignment in Malaysia is not less than six months;
- (b) provision of a short-term expert who is defined as an expert whose period of assignment is less than six months;
- (c) provision of consulting services and surveys involving a single or a team of experts with final responsibility resting on the chosen consulting firm or appropriate body.

III. ALLOWANCES AND OTHER PRIVILEGES OF EXPERTS

A. LONG-TERM EXPERTS

5. The allowances and other privileges provided to long-term experts serving in Malaysia are as follows;

(1) Installation Grant

A lump sum installation grant will be paid to meet the initial settling-in cost of the expert for the first 14 days of his arrival in Malaysia. Thereafter the expert will be paid housing and subsistence allowances as specified in (2) below with payment for the month following the first 14 days being calculated on a pro rata basis. The rates of installation grant are as follows:

Single (or unaccompanied by wife) ... ..	\$ 480
Married and accompanied by wife) ... ..	\$ 800
Married and accompanied by wife and one or two children not exceeding 18 years of age ...	\$1,200
Married and accompanied by wife and more than two children not exceeding 18 years of age ...	\$1,600

The installation grant is a once-for-all payment appropriate to the expert's circumstances at the time of arrival and no other claims can be made following the arrival of his family or when an expert returns from overseas leave on extension of his assignment.

(2) Housing and Subsistence Allowance

The Malaysian Government will not be responsible for providing the expert with accommodation. However, at the request of the expert, the Department to which the expert is assigned will assist him in finding suitable private accommodation for rental. In lieu of housing the expert will be paid the appropriate rates of housing allowances as set out below.

An expert assigned to East Malaysia may be given accommodation provided there are available unoccupied Government quarters. In such a case no housing allowance will be paid to the expert nor will he be charged the normal government rental on the quarters. The expert will however be responsible for payment of water, electricity and other charges incurred while in occupation of such premises.

Subject to the above paragraph the rates of housing and subsistence allowances payable to an expert depending on his family status are set out as follows:

	Allowance for Housing	Subsistence	Total per month
Single (or un- accompanied by wife) . . . . .	\$ 300	\$ 300	\$ 600
Married and accompanied by wife) . . . . .	\$ 350	\$ 500	\$ 850

Married and accompanied by wife and one or two children not exceeding 18 years of age ...	\$450	\$650	\$1,100
Married and accompanied by wife and more than two children not exceeding 18 years of age ...	\$450	\$750	\$1,200

Note:

- (i) At the request of the donor Government/ Agency the housing and subsistence allowance may be paid to the donor Government direct rather than to the expert concerned.
- (ii) For the purpose of payment of subsistence allowance an expert who is married without children and is not accompanied by his wife will be deemed as if he is single.
- (iii) Where both husband and wife are assigned as experts they will be paid housing and subsistence allowance as for an expert accompanied by wife plus an additional sum of \$300 per month.
- (iv) Changes in the family circumstances of an expert should be reported immediately to the Head of Department concerned to permit adjustments to be made in respect of the expert's entitlement to allowances under this category. In cases of doubt the Department

will refer the matter to the Economic Planning Unit for a decision which will be final.

(3) Mileage and Other Allowances While on Duty

Mileage allowances will be paid at the normal rates for journeys performed on official duties in accordance with the existing regulations governing transport and travelling claims in the States/Public Authorities to which the expert is assigned. No claim is permitted for travelling between house and office. An expert who does not own or use a personal car for official duties will be reimbursed for the cost of actual transportation used and in conformity with existing rules applicable to Government officers.

An expert on duty tour away from his Headquarters is eligible for a Day Allowance/Subsistence Allowance in the same way as Government Division I officers. The payment is governed by the relevant regulations currently in force and at the rates applicable in West and East Malaysia and of the Authorities to which he is assigned.

(4) Conveyance Advance

An expert is eligible to apply for a loan for the purchase of a motor car. The terms for the granting of this loan are as follows;

- (i) The loan is granted only once in the whole tenure of the expert including all extensions of his assignment;



- (ii) The amount of loan applied for should not exceed the value of the vehicle to be purchased subject to a maximum amount of \$7,000. The terms of the loan will be in accordance with existing regulations enforced in each of the States of Malaysia or as amended from time to time. If a second hand car is purchased a valuation certificate on the car must be attached with the application;
- (iii) The loan is to be repaid in monthly instalments and to be settled in full before the expert departs from Malaysia. At the time of making the application for the loan the expert is requested to submit his proposal for the repayment of the loan;
- (iv) During the period of the loan the expert is requested to ensure that the car is adequately covered by insurance and he is not permitted to sell or transfer his motor car without the prior permission of the Government;
- (v) Provision of sureties for the loan is not required but the Head of Department to which the expert is assigned should ensure that the Registration Card of the car is stamped with the words "Ownership Claimed by the Government" until the full loan has been repaid.

Application for motor car loan should be made in the usual forms and clearly identified with the words "EXPERT" for submission to and approval by the Permanent

Secretary to Ministries/Heads of Departments/States/Public Authorities concerned which will also ensure that the various conditions set out above have been and will be satisfactorily met.

(5) Local Leave

Local leave at the rate of 14 days a year will be granted to an expert. However, an expert assigned to an educational institution will not be eligible for leave other than the normal school or college terminal holidays, or with the prior permission of the authorities concerned. Such leave may be accumulated throughout the expert's tour of duty in Malaysia and may also be taken outside Malaysia. All local leave shall be taken within the period of the expert's assignment in Malaysia and an expert will not be permitted to accumulate his leave immediately prior to the completion of his assignment thereby in effect bringing forward his date of departure from Malaysia.

The Head of Department to which the expert is assigned or the officer designated by him is the approving authority for such leave must be made in the usual form.

(6) Medical Attention

During his assignment in Malaysia, an expert and his family will be eligible for free medical (but not dental) attention at Government hospitals. A letter of identify for this purpose will be issued to an expert seeking medical attention.

No reimbursement will be made by the Government if the expert or his family elects to be treated by private practitioners. If admitted at a Government hospital the expert will be required to pay ward charges as laid down in Government regulations applicable to Malaysian officers of similar status in the States where the expert is assigned. Heads of Departments must ensure that the appropriate hospital bills incurred by an expert are promptly settled.

(7) Exemption from Income Tax

An expert is exempted from Malaysian income tax on his official emoluments in respect of the period of assignment in Malaysia. An expert filling a carde post will be required to pay taxes on the local portion of the salary paid to him.

(8) Exemption from Customs Duty

- (a) Subject to the conditions enumerated in sub-paragraph (c), an expert will be exempted from the payment of customs duty in respect of bona fide personal effects and essential basic household equipment brought into Malaysia for his own use or the use of his dependants, provided that such personal effects and equipment are brought into Malaysia within the period of six months of the date of his arrival in Malaysia. For the purpose of facilitating customs clearance of the said personal effects and equipments, a list thereof must be

presented to the Head of Department to which the expert is assigned.

- (b) In addition and also subject to the conditions enumerated in sub-paragraph (c), an expert is exempted from the payment of ad valorem registration fee and customs duty in respect of one motor car only brought into Malaysia or purchased locally in Malaysia, provided that such motor car was brought into or purchased locally within a period of six months of the date of his arrival in Malaysia.
- (c) The exemptions given in sub-paragraphs (a) and (b) above are given subject to the following conditions:
  - (i) the aforesaid exemptions are given only once irrespective of whether the expert's assignment in Malaysia is extended beyond the original period of his assignment;
  - (ii) any personal effects or household equipment or motor cars in respect of which the aforesaid exemptions are given, if disposed of in Malaysia during or at the end of the period of the expert's assignment in Malaysia, shall be subject to the normal customs duties or other charges at the rate and value in force at the date of the disposal;
  - (iii) the aforesaid exemptions do not apply to goods which are purchased

in Penang, Labuan, Singapore or Brunei. For such goods normal customs duties must be paid;

- (iv) the personal effects and household equipment or motor cars in respect of which the aforesaid exemptions are given will be cleared by and delivered from the Customs upon presentation thereto of a certificate of exemption prepared and duly signed by the Head of the Department to which the expert is assigned;
- (v) the Head of Department to which the expert is assigned shall maintain a complete record of all the personal effects, household equipment and motor cars so cleared and shall upon request make such records available for inspection by the Customs or other appropriate Government authority.

#### B. SHORT-TERM EXPERT

6. A short-term expert will be paid an all-inclusive per diem allowance of \$35 per day. He is not entitled to the allowances and privileges stated in paragraph 5, items (1), (2) and (4). He is however eligible to the facilities provided under paragraph 5, items (3), (5), (6), (7) and (8).

7. The despatch of an expert or mission by the donor Country/Agency to evaluate any project or request will not be considered as falling within the

scope of this Circular and therefore no payment of allowances or other privileges will be made to such expert besides the normal reception and other arrangements for his programme of visits, discussion, etc.

#### C. CONSULTING SERVICES AND SURVEYS

8. Consulting services normally involve the provision of a team of experts from the donor Government, other bodies and firms for the purpose of carrying out feasibility, management and specific projects. The fee for such services will be paid by the donor Government/Agency and that individual experts provided under this arrangement will not therefore be eligible to any other allowance from the Government.

9. The Government will, however, provide the Consultants with local facilities including reasonable transport, office accommodation which are necessary in carrying out the assignment. All reports and materials obtained in the course of their assignment remain the property of the Government which has absolute discretion as to their use or disposal.

#### IV. EQUIPMENT ASSOCIATED WITH PROVISION OF EXPERTS AND SERVICES

10. All equipment brought into Malaysia associated with the assignment of the expert and consulting services will be exempted from customs and other duties. The Head of the Department/Authority concerned will ensure that such equipment is speedily cleared at the port of discharge. A Certificate for exemption from customs duty under this category, to facilitate customs clearance, is to be issued by the

Head of Department Public Authority concerned and copies of such Certificates are to be extended to Treasury, Customs and E. P. U. A condition of this exemption is that the equipment is not to be resold in Malaysia but may be re-exported or left behind as a gift to the Government/Public Authority.

#### V. GENERAL

11. An expert is not immune from the laws and regulations prevailing in Malaysia including communication regarding classified matters/documents. In the exercise of the duties he is required to give due regard to these laws. In the event of any legal action arising from the performance of his official duties he will be entitled to legal assistance in the same manner as a Government officer.

12. The Government of Malaysia will have the right after due consultation with the donor Government/Agency to request the recall of any expert whose work or conduct is unsatisfactory.

13. The terms of this Circular are subject to review from time to time in accordance with Government policy and regulations and they may be modified, amended or terminated by the Government.

TUNKU TAN SRI MOHAMED BIN TUNKU BESAR  
BURHANUDDIN,  
Chief Secretary to the Government,  
Malaysia

KUALA LUMPUR,  
1st January, 1969

Distribution:

Permanent Secretaries/Secretaries to Ministries  
Hon'ble State Secretaries.  
Permanent Secretary to the Chief Minister, Sabah.  
Hon'ble State Secretary, Sarawak.  
Heads of Federal Departments.  
General Manager/Chairman/Director Public  
Authorities.  
High Commissions/Foreign Missions.





LIBRARY  
A  
Z  
C  
LIBI